

挑戦支援資本強化特例制度

Q: 挑戦支援資本強化特例制度とは何ですか

A: 挑戦支援資本強化特例制度は、新規事業や企業再建に取り組む中小企業の財務体質の強化を目的として、中小企業金融公庫が2008年4月からスタートさせた新しい融資制度です。この融資は、借入金であるにもかかわらず中小企業の自己資本とみなされる「資本的劣後ローン」であり、貸付期間が15年(期限一括償還)と長いほか、直近決算の成功度合いに応じて支払い金利が変わる(9.95%、5.30%、0.40%の3区分)といった特徴があります(図表)。

Q: なぜこの融資制度が注目されているのですか

A: 挑戦支援資本強化特例制度を含めた資本的劣後ローンが注目されている背景には、原油価格の高騰等により中小企業の収益状況への懸念が高まるなか、自己資本比率が低く財務体質が脆弱な中小企業が少なからず存在することがあります。こうした企業では、本来であれば自己資本として備えられるべき資金の一部が金融機関からの借入によって賄われており、借入のなかに、事業キャッシュフローなどからの返済が見込まれる通常の借入と、「擬似エクイティ」として、長期間にわたって「根雪」のように固定化した借入とが混在している、と指摘されています。

資本的劣後ローンは、擬似エクイティ貸出が、通常の貸出とは異なり資本に準じた性質をもつことを、契約

条件によって明確化したものといえます。具体的には、通常の融資より優先順位が低く、企業が倒産した場合などには返済順位が最劣後であることや、償還条件が長期であること、企業が赤字の場合に利子負担がほとんど生じない等、配当に準じた金利設定がなされていることなどがあげられます。また、金融庁の金融検査マニュアルでは、金融機関の自己査定において、中小企業に対する資本的劣後ローンを資本とみなして査定することを認めており、金融行政上も資本に準じた取り扱いが認められています。

Q: 挑戦支援資本強化特例制度や資本的劣後ローンを利用する中小企業には、どのような対応が求められるのでしょうか

A: 資本的劣後ローンによる借入は、資本に準じた性格をもつ一方で、あくまで借入なので、会計・税務上の資本は変わらず、経営権にも大きな変更

は生じません。このため、経営の独立性を重視する中小企業にとっては採用しやすいスキームといえます。

他方で、本来であれば自己資本として兼ね備えられるべき資金であるだけに、同制度による借入は、事業の立て直しにより中小企業の内部留保が蓄積されるのに伴って、自己資本に転化されることが期待されます。従って、中小企業には、資本的劣後ローンを自社事業の改善に生かして、名実ともに資本基盤を強化することが求められます。また、資本に準じた性格の資金を提供する以上、金融機関には「準株主」として従来以上に主体的に借入企業の経営に関与する姿勢が求められます。

今後、企業と金融機関との協働を通じて、わが国中小企業の事業再構築が進展することが期待されます。■

みずほ総合研究所 政策調査部
上席主任研究員 小野 有人
arito.ono@mizuho-ri.co.jp

● 挑戦支援資本強化特例制度の概要

利用対象	新企業育成貸付または企業再生貸付(一部の制度を除く)の利用先で、地域経済の活性化に資する等一定の要件を満たした企業
利用限度額	1社あたり2億円
融資期間	15年(期限一括償還)
融資利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率を適用
担保・保証人	無担保・無保証人
その他融資条件	・四半期ごとの経営状況の報告等を含む特約の締結 ・事業計画書の提出
その他	・本特例による債務は、金融検査上自己資本とみなすことができる ・本特例による債務は、法的倒産手続きが開始された場合、すべての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後する

(資料) 中小企業金融公庫ホームページより作成